

(金児会長)

ありがとうございました。以上、3つの委員会を所管されている各局から概要説明を頂いたところです。これよりお手元の資料をもとに、教育委員会、選挙管理委員会並びに固定資産評価審査委員会のそれぞれの内容に関しまして意見交換を一括して行ってまいりますので、委員の皆さまご質問のある方は挙手の上ご発言よろしく願いいたします。それではご意見、ご質問の方宜しく願いいたします。それでは吉村委員。

(吉村委員)

教育委員会の方の資料をずっと見させてもらっていますが、本庁で会議される時間をずっと見ましたら、55分くらいあるいは一時間もならない時間で理解ができているということが、こういう重要な内容を30分程度の時間で理解ができるのかなと疑問を抱きました。できているのであればそれでいいのですけども。

区の方の選挙管理委員の方では三十何年やっていらっしゃる方、区は区でですから私は補充員何十年とやっていますけど、ずっと補充員のままですが、中へ入っていますけどね。どこの区で誰が決めたということじゃなく、区ごとで委員を選出しており、全然動けなくなっても4年間はずっと選挙管理委員をやっておられます。2年に1回というのは委員長が代わるのですけどね、それは区によってみんな違うのですか。自分のところの区のことがあるから聞いたかったです。区によってみんな違うのですね。それで代わるのも違いますね。合区になったところから順番に代わってきていますね。

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会ですけれども、おっしゃっているのは委員長の交代を2年ごとということ。

(吉村委員)

私の区では2年に1回、交代しておられる様におもうのですけれども。選挙管理委員は何年に1回とかなしに、区によって皆違いますね。

(選挙管理委員会事務局)

基本的には任期4年でございます。

(吉村委員)

4年やけど4年済んでもずっと三十何年やっていらっしゃる方がいるということを聞いたから。

(選挙管理委員会事務局)

それは再任されて、ということに。

(吉村委員)

ずっとそのままで4人の方が、体が動かせない方でもずっと名前が載ってなさる方がいるから、それでもいけるのだなと。所要時間が教育委員会でも会議の時に55分とか30分で終わるのが、重要な会議でないのかなということを感じたのです。

(金児会長)

分かりました。最初のご質問、教育委員会の教育委員会会議。事務事業の(1)の中にいくつかの審議項目がございますけれども業務実績の表を拝見いたしますと、ほとんど1時間前後くらいで終わっておると。そのような重要な審議事項について、それぐらいの会議時間で果たして十分な審議ができているのかどうかと、そういうご質問でございます。

(教育委員会事務局)

失礼いたします。教育委員会でございます。今のご質問の件でございますけれども、私の方から先ほども説明のところでも若干触れさせていただきましたけれども、当然この辺の審議事項を教育委員会当日に委員さんが見られましても、なかなか中身の理解を含めまして時間を要するところでございます。そういう意味で、これまでから教育委員会は当日にかかる議案を資料を含めまして教育委員さんの方に事前に送付をさせていただいております。当然その中では委員さんの方からその資料を読まれて中身に分かりにくい点、あるいは追加の資料が欲しい点がありましたら、随時各委員の方から事務局の方に連絡が入るようになっておりまして、そういうものがありましたら追加で資料を送ったりという形で、事前のやりとりは当然させていただいているのですけれども、その辺はこの業務実績の中にはうつっておりません。従いましてその辺をうけまして当日の教育委員会会議に臨んでおりますので、委員会会議で始めて色々な案件を聞いていただいて、その場でご判断いただいているという状況にはなっておりませんので、それが現状でございます。

(金児会長)

ということで、事前に会議資料をお送りして十分にご覧いただいていると。会議時間の節約ということですね。

(川口委員)

川口ですが。まず今3委員会のご説明をいただきました。全体として報酬水準の是非あるいは支払い方の問題が課題としてあるのでしょうかけれども。まずひとつはですね、教育委員会の関係で、先ほどの説明でいただいたのですが、もうすこし理解を深める意味で教えて頂きたいのは、教育委員会が自身の議決する責任の重さみたいなものですね。その中では議会で教育委員長が答弁することもそうですが、責任の共有する重さの問題というのをどういうふうに斟酌していくのかということ。それから今、色々言われておりますように教育の重要性といいますか、私は逆に今までの定例的な開催ということだけで、果たしていいのかどうか。むしろ教育の活性化の為にはもっと開催の頻度を含めて高めていく必要があるのかないのか。それからもうひとつは、これからのいわゆる文科省からの課題も含めてであります。教育委員会の地方自治への分権問題ですね、積極的な委譲問題、そういうものを含めて考えたときに今後それぞれの行政における教育委員会のありようをどういうふうに考えていけばいいのかということも含めて考えていかなければならないのではないかなと思っております。滋賀の裁判の妥当性の基準を前提として、水準を考えた場合、国の日額35,300円との関係での倍率の中で違法とは言えないと、そういう見解ですよ、そういう水準を基準として、今言われている会議の回数、開催頻度を想定してトータルとしての水準を考えていくということなのか、いやいやそれはもう月額で決めるのだったら別の基準で決めるんですということなのかその辺もお聞きしたいと思います。

(金児会長)

はい、いくつかご質問ございましたけれども。

(教育委員会事務局)

教育委員会でございます。教育委員に関してのご質問何点かございましたけれども、教育委員といたしましては判断への責任というかたちでございますけれども、当然教育委員にご就任頂くときに高い識見などを判断して市会の同意を得てご就任いただいておりますので、ご本人自身任期の間ですね、本市の教育行政に関して日ごろから色々な問題に関して解決すべく判断をしていかなければならないという認識は各委員それぞれ持っております。当然そこにありますように予算案、条例案、あるいは人事案関係を中心に教育委員会

の方にかけておりますので先ほどいいましたように事前に資料を送って各委員さんの方がその中身を点検していただいておりますし当日の議論の中では、当然各委員の方から質疑がございます。事務局の方が何故そのように考えたのかを中心にご自身が、その正確な判断を果たすために必要な、納得のいくご議論をして頂いた上でご判断をしていただいているものでございます。教育委員会の活性化については先ほどの説明の中でも言いましたとおり、これは大阪だけではなく今現在基本的に教育委員会の活性化というのが課題として求められているところでございまして、文部科学省の方でも方策について今検討にかかっている所でございます。定例的に全国都道府県及び政令指定都市の教育委員教育長会議が文部科学省の方で東京で開催されておりました、当然教育委員長の方に行っていたいておりますけれども教育委員長もそのような状況は自ら聞いていただいております、問題認識は持ってもらっています。今回のこのような日額報酬に關しての議論があるという形で先般来教育委員長だけでなく各委員の皆さんとも数回お話をさせていただいているところでございますけれども、皆さんの中には我々の活動実態を、今言いましたように学校現場、ちなみに実は今日たまたま偶然ですけどこの時間帯にですね、市立の小学校、中学校の方に小中連携というのを来年度から大阪市全市一斉で行うわけですが、その今の取り組みという形で視察をして頂いておりますけれども、このような現場での実態把握も含めまして、我々会議で事務局から聞くだけではなく自らの目で行き来をしたいといったところで、回数を先般来事務局の方にも増やしてほしいという強い申し出もされておりますので、これも活性化の一面で事務局としても委員さんと一緒に今後考えて行きたいといったところでございます。また、当然教育委員会はそれぞれの本市の教育行政に即した対応をしていく必要がございますので、これを活性化してその役割を果たしていくことが地方分権の確立にも繋がるといったところも教育委員さんに認識をしていただきまして、今回の報酬に關しましては金額の問題ではなく、金額は市民の皆さんを含めて合理的な金額まで削減されることはすべての委員さん全く異存はないと、ただ月額報酬という制度を維持することによって教育委員の活動がより活動しやすいように制度維持は図ってほしい、というのがこの間あった議論でございましてで宜しく願いいたします。

(村上総務局長)

最後の点の報酬の考え方について少しご説明よろしいでしょうか。参考資料の高裁判決の中でですね、基準としまして国の報酬限度額といたしまして、国の非常勤嘱託の日額 35,300 円、これは一定示されておりますので、これを基準といたしますか、ひとつの考え方の数値であろうというのは裁判所も判断しておりますので、我々も今後日額にしろ月額にしろその範囲を定めていくなかででは一定の基準を形成する材料になるだろうと考えております。ただ現在のところ指定都市横並びの中で見ますと、確かに大阪市の行政委員報酬は高うございますけれども、それは色々役割とか都市のおかれている現状とかそういったもので当然差はつくべきものと思っておりますので、現在の報酬が高いからといって一律に落とすものという考え方もちょっとですね。ただ裁判所でそういう基準が示されております以上、やはり若干それに拘束されるという点はあるかと思えます。ですからこの辺を睨みながらですね、今日なり次回のご意見も伺いながら我々として次の段階で案を出して行きたいと考えております。よろしく願いいたします。

(金児会長)

今局長が言われたことに関してひとつお聞きしたかったのは、1.36 倍となれば微妙であるけれども 2.22 倍だとだめだとか、その辺がね、非常になんと言うか主観的な判断を逆にこっちが求められていることになるのかなという感じはしますのでそれこそ微妙なところですね。

(村上総務局長)

それこそ、繰り返しにはなりますけれども 35,300 円が一定の判断基準にはなるだろうと。

(金児会長)

それと川口委員からのご質問、他に。

(川口委員)

ただ今教育委員会の関係の説明で理解したのですが最終的な議論といいますか教育側からのご説明で月額を維持してということよく分かるのですけれども、月額で支払うに足りうる中身であるかどうかということを基本にしないといけないと思っております。その点、この中で議論したいと思いますし、私は月額であってもいいのではないかと考えておりますけれども、月額がその前提みたいなことでの説明を2回3回くりかえされているようですが、仕事の量、実態から判断しなければいけないのではないかと。それから選挙管理委員会の関係ですが、ひとつは国における選挙管理委員会は既に日額になっているのではないかとというふうに承知しているのですが、その辺との関係がもし分かればお答えいただきたいのと、極めて小さい話で恐縮ですが会議の実績を見させていただきますとね、確かに選挙のある時期は回数もあると思うのですが、例えば政令指定都市の連絡会議ですね、どういう意味を持っている会なのかというのを、要はその中身の会議のですね、まさに選挙管理委員会の役割機能を果たすに足りうる必要度合いがあるのかというのを伺いたい

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会でございます。まず中央の方の報酬でございますけれども、国の方は中央選挙管理会という組織でございますけれども、これは確におっしゃるとおり日額であったかというふうに聞いております。それから指定都市の会議でございますけれども何故政令指定都市で集まっているかと申しますと、一般都市と違いまして指定都市の場合は市の選管があり区の選管があるということで、なかなか実務的な問題とかがありまして、一般市と異なる状況が非常に多ございまして、その辺で情報交換をして法改正要綱ですとか中央の方に話を持っていくようなケースもございまして、そういった意味での情報交換ということで行われている会議というふうに認識しております。

(高田委員)

裁判例から見ると常勤であるということを前提にして初めて月額制にするというふうに言われているのですけれども、ざっと計算してみると、単純に一日8時間計算でいうと教育委員会が13日、選挙管理委員会が5日、これで常勤と言えるかといいますと到底言えない。一日1回来ますから必ずしもそれで割れるというわけではないのですけれども、多分そういう感覚からすると一般の人には馴染まない感覚じゃないかと思うわけです。それで教育委員会の方が、仕事の重要性というのはよく分かるのですけれども、それはそのままにして、なぜ日額に馴染まないかという理由がよく分からない。地方分権とか要するにこの人たちを不可侵性ということで一定の給与を与えて他から侵害されることを排除するとそういう意味で高額な給与をあたえるということは意味がわかるんですけど、それにしても低すぎるんでそうではないだろう。そうすると何が日額でなく月額でないと馴染まないのかそれがまったく分からない。結局忙しいといわれますけれども、資料送付って言われますけれども、多分忙しいのは事務局の方が忙しいのであって、事務局の仕事の量が膨大であって委員さんの仕事はそういうことではないと思います。予算のことも言われますけれども、市長と会われたのが45分で教育委員会の予算というのは多分一千億じゃきかないのじゃないかと思っておりますけれども、そんな予算をたった40分で説明できると、検討できるわけがないのであって結局セレモニーということになってくる。そうなってくると何ゆえに月額でないといけないのかというのが理解できない。一方で固定資産の委員会も結構回数もやっておられて、それなりに重要な意味もあり、個人の市民生活に密着するということが日額制となっている。なんでここが日額制になってここは日額じゃないの

かという理由が良く分からない。だから重要な責務を負っているということと月額制でなければならないという理由が。もうすこしはっきり言っていただけるとありがたい。

(金児会長)

ちょっとそれに関連しましてね、私の方からもう少し。これは先ほどの川口委員からも、ご質問があったんですが、教育委員会の開催回数、特に会議以外につきまして平成20年度から格段に増えているんですね。ここの増えているのは先ほどご説明があったように外へ出て行く視察等が増えていたことによって増えているのか、そして川口委員からご質問があったようにこれを今後更に活性化していく方法を教育委員会としては考えておられるのかどうか。開催頻度を高めていくということが必然的に起こりうるのかどうかですね。もちろん職責の重さについてはA委員会は軽くてB委員会は重いというようなそんなことは言えませんので、全ての委員会はそれなりに重いんだと思うんですけども、今後とも教育委員会のあり方を考えていくときに、ますます重要になっていくという、そういうことをご説明いただくと月額の根拠も出てくるんじゃないかと思いますので宜しくお願いします。

(教育委員会事務局)

教育委員会でございます。今ご質問いただいたことございまして、お手元の資料にありますように年度の業務実績21年度はお手元の資料のとおりでございます。この間、教育委員の皆さんと色々私、先ほどから事務局とで何回かこの問題でお話をさせていただいていたと言いましたけれども、教育委員の方から月額制という形で皆さんの思いがあるといったことは、先ほどいいましたとおり当然こういった教育委員会会議できっちりと議論する、そのことの重要性は皆さんご認識いただいておりますが、例えば学校での事故等、日々学校での動きがある中で教育委員として本市の学校教育のことを考えるにあたっては、やっぱり会議の時ではなく日々から、教育に対しての関心、あるいは情報収集それを委員自らがしなければならぬ。あるいはそれをする必要がある。という認識の下で今現状といたしましては会議が中心となっていくかもしれませんが、先ほどありましたようにそういった意味からの動きの中で教育委員の方からも会議をするだけではなく現場の方の視察、あるいは他の教育委員、他の指定都市あるいは他の都道府県での教育行政での特に有意義な教育行政の視察等の今まではできていない所もございまして事務局の方に対しても、その辺は委員皆さんがそれぞれもっと積極的にやっていきたい。それがひとつ今挙がっております教育委員会の活性化にも繋がる、といったところでこの間議論をしております今日現場の方にっておりますのは、その第一弾みたいな形で行っておりますけれども。回数の方でございまして過去2、3年に比しまして開催回数が増えてきておりますのはそういった現場視察あるいは先ほど言いますように教育委員会での色々な議案、複雑な中身がございまして事前には見ていただいておりますけれども、なかなか事前に見ていただいても、やはり理解がなかなか難しい中身もございまして。そういったところを教育委員会会議を開く前に、その資料に書いていますように教育委員会協議会というものを随時開催をいたしまして、教育委員会での正式な議論をする前にその議案が書かれる背景なり経過なりというものの説明を各委員さんの方から事前にしてほしいという強いお申し出もございまして、そういった回数をここ数年開催を開いておりますので回数として大きくなっているといったところでございまして、この傾向は別に後退するものではなくむしろ更に、言いましたように現場視察等も更にやっていきたいという教育委員さんの強い思いもございまして、今後この辺の会議以外の回数も含めまして増えるものではないかなというふうに考えているところでございます。

(高田委員)

今、ひとつ意味がわからないんですけれどもね。教育委員会が活性化するのは結構なことなんで、協議会でご協議されるのも結構なことなんで、それを出席回数にすれば回数が増えるわけでしょう。国が示している3万5千にがしのお金で、10回すれば35万になるわけでしょう。それだけの回数行けば今と同等の報酬がでるわけでしょう。月額報酬が減額されても構わないと言われますが報酬が減っちゃうわけですよ。その方がむしろ申し訳ないのと違うんですか。日額にすれば活動回数が減らすとおっしゃいましたけれどもそれはおかしいでしょう。別にその分回数が増えれば報酬が増えるんですから。何をもってそう言われるのか今ひとつピンとこないんですよ、何をおっしゃっているのか。責任の重大性と活性化とやらなきやいけないことと月額制とが一致するのかと。日常から色んな関心を持っておられて、それは教育委員として当たり前のことであって、そんなことに対して報酬を払うということは別に必要ないということだと思いますけど、いかがでしょうか。

(教育委員会事務局)

教育委員会でございます。教育委員の方からご本人は報酬の金額の問題ではいというかたちで月額制というのはご自身だけの為に、委員さん今後の委員さんこの教育委員会制度が続くということを前提に話したときに皆さんから出てますのは、今の厳しい財政状況を考えると日額制にすると経費節減の観点から自然として活動回数の制約といたしましうか、そういったものが生じるのではないかと。それが月額制にしますと別にそういった心配はなく、今言いましたように開催も含めまして無理なくできるのではないかとというのがこの間委員さんから月額制という形で出てるものでございましてそういう意味で言いますと皆さんは今回のそれぞれ今支給されてる月額報酬はご認識いただいておりますけれども、この金額にはこだわらないと、といったふうに聞いております。

(金児会長)

ひとつは先ほど申しましたけれども、職責の重さについてですが、それぞれの委員会の職責の軽重を申し上げるわけではないんですけれども、大阪市の中のそれぞれの行政委員の中で極めて職責の重い委員会がひょっとしたらあるかもしれない。それは大阪市のひとつの核をそこで表現するということにもなるかと。そういうことでおそらくは現在の教育委員会の委員の方々のご意見の中にはそういうことがひょっとしてあるんじゃないかというふうに思うんですね。ひとつは職責の重さ、もうひとつは滋賀県の事例をみると開催日数というか勤務日数を、判断根拠としておりますので、70回ほどの開催回数となるとご自宅あるいは職場で会議、委員会のために準備する時間も結構でてくるというふうにも考えられます。そういうことを総合すると常勤並みにあつかってもいいんじゃないのかという考え方があるかと思えます。ただそれは審議会でのご判断いただくことになろうかと思えますが、他の県のこの種の審議会の判断根拠なんかをみるとそういうところに言及しているようでございます。この点についてなにかご意見ございますか

(鈴木委員)

教育委員会について聞きたいんですけれども、教育長さんは行政職。そうすると教育委員会の中で教育長に対する委員長っていうののステータスといのはある程度揃えるというか収入というか、報酬ってそういう地位の差を反映するような。そういうことは教育委員会の中で考慮するような必要があるのかそれとも、そんなことは気にしなくていいのか。その点はいかがですか。

(教育委員会事務局)

教育委員会でございます。ご質問の件でございますけれども、教育委員会会議でいろいろな審議内容あるいは職員の人事関係議論いただいておりますけれども、それを外に公表する場合は、報告する場合は当然教育委員会委員長名で行っておるといったところになります。

す。あるいは教員の発令行為も含めまして辞令を交付しておりますけれども、その辞令の公布者も教育委員会の委員長名で公布しておりますので、そういう意味でいいですと教育委員会の委員長名、単なるあて職ではなくそういった意味の役割、従来からも含みますし、そういう意味合いはあるのかなというふうに思っております。

（鈴木委員）

すみません、ちょっとそれとはちょっと違うんですけども、教育委員会さんに確認したいことがあります。最初にお話されたかも知れないんですけども任期4年で再任可ってなっていますが、大阪市の場合は先ほど別のところで3期までの慣例があるということでおっしゃいましたよね。教育委員会の場合はどうなのかお聞きしたいのですが。

（教育委員会事務局）

教育委員会では別に何期までというのは特段取り決めはございませんけれども、これまで教育委員会サイドからこれまでも見ますとだいたい1期もしくは2期で、いわゆる4年及び8年ですね。それを勤められた方になっております。3期以上というのはこれまでの大阪市におきましては該当する方はおられないと、そんな事情でございます。

（鈴木委員）

もうひとつ伺いたいのは現在の委員が法曹界などそれぞれの分野から選ばれているということなんですけれども、こういう方たちは、例えばマスメディアって書いてある方は現職の記者さんなのかそれともある程度年齢をいってリタイアされたりしている方なのか。学界だったら大学の先生とかだと思えるんですけども、経済界とかマスメディアだとか学識経験者っていうのは他に主たる収入があるというそういう方なのかどうかお伺いしたいと思います。

（教育委員会事務局）

当然委員さんは他に仕事をお持ちの方ばかりでございます。今の学界というのは今おっしゃられたように大学の教授でございますし、現役の大学の教授、法曹界というのは現役の弁護士でございます。それから経済界といいますのは今の実際会社を経営をされている経営者の方でございます。大阪市の場合は大阪商工会議所とか、そういった組織がございますので、そういったところを通じてこれまでから教育関係に関してキャリア教育とかいろいろ教育に関することがございますので、そういった過去に活動されている方というところを中心に経済界の方で人選を行っているところでございます。マスメディアでございますけれども特に新聞社の方いわゆる五大紙と言われる新聞社でございますのでそのいわゆる本社の論説委員あるいはそれに共通する部長さんクラスの方に歴代ご就任をいただいております。それから学識経験者でございますけれども、これは教育、文化関係でいろいろ活動されている中から教育に関して、例えば他の場所でこれまでから活動経験がある方をお願いしてやっていたいただいているということでございます。

（金児会長）

他に何かありませんでしょうか。

（吉村委員）

今おっしゃった教育委員のことで、先ほど行政職の、私ら女性会もずっと以前には教育委員をしてたんですけども、一応ある程度の年齢がきてる人が今でも4年経って何になるというのでお返ししたようなかたちで昔は女性会が教育委員会に必ず、会長が代わったら教育委員になっていたのも、私もずっと事務局にいましたから分かってたんですけど、今おっしゃったようにやはり、これをする事によって地域の教養を高めたというんす

ることの勉強会は教育委員会におったらそれは女性会は教育委員会からいろんな勉強会してた時はそれでよかったんですけど、こんど一応女性会が教育委員会から抜けまして今はもう全体のことをするようになったんでね。私またここにするようなことがね、女性会の若い人がどんどんと、今若い人が入らないんですけども入ってきたらまた復帰するような形でね、やっぱりこれは良かったんですよ。してた時は。ということを私は付け加えさせていただきました。

(金児会長)

はい、それは日額、月額とは関係ございますか。

(吉村委員)

それは関係ございません。私いくらもらってたとか全然知りませんでしたから。そんなお給料のことなんか全然ここへ来て初めて選管も皆お給料のこと分かってね、たくさんもらってはるのかなというようなことで。この前お聞きして初めて分かったんです。

(金児会長)

確かに教育委員会に限らずですね、大阪市における行政委員会の委員の報酬は、他府県、他市と比較すればやはり高いということで、ここはやはり問題にしないといけない部分かなというふうに思います。日額、月額問題についてはご意見がいろいろございまして、なぜ月額なのかというその根拠をもう少し明確に、明快にしてほしいとそういうご意見がございまして、その辺のところをまたよろしく願いいたします。細かいことなんですけれども教育委員会の年間業務実績の表の中で教育委員会委員協議会とそれから教育委員協議会というのと似たような名称で名前がちょっと違うんですが、これは同じものなんでしょうか、それとも違うものですか。例えば4月の14日の協議会と7月の21日の協議会。

(教育委員会事務局)

すみません、一緒にございます。表現が紛らわしいことで申し訳ございません。

(金児会長)

教育委員会につきましては平成20年度について申しますと、教育委員長の単価よりも平の委員の方が遥かに高くなっていますが、これはやっぱり委員長がより忙しいということですか。

(教育委員会事務局)

以前はですね、委員長が代表して出ております人事の発令式とかというのは教育委員全員が出席していたわけでございますけれども、そういった式をスムーズに行うといった観点もありまして、今、いろいろな式典あるいはそういうメッセージを述べるときには、委員長が代表してお一人で行ってもらうことにしていますので、結果としてその点が教育委員長と委員さんの回数に差が出ますので、今会長さんがおっしゃったように見解になっております。

(金児会長)

それから、選挙管理委員会につきましては選挙が実施される年とそうでない年とであまりにも違いがありますのでここは月額というよりもむしろ日額の方が公正な感じがいたしますがその辺どうでしょう。

(選挙管理委員会事務局)



そこはいろいろと考え方があって思うんですけども、確かに年により差があるのはそれはおっしゃるとおりでございます。

（金児会長）

一時間あたりの単価を算出すると極めて高く、これはちょっと常識の範囲外だなという印象はどうしても起こってしまいますね。それから固定資産評価審査委員会につきましては、非常に専門性を要する委員会であるということは非常によく分かります。よく分かりますがその割には他の委員会に比べて日額制になっておりますので、他の委員会の委員の方々とのバランスというのが目立つような感じがするんですけども。

（財政局）

固定資産評価審査委員会につきましては地方税法という法律の第423条7項に固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによって、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる、という規定がありまして、但し書きなどはありませんので日額でしかありえないこととなっております。

（金児会長）

ありえない。だからそのまま自動的に出てくるということで。そうするとこれについて審議をするというところの意味はどういうところにでてくるんでしょうか。

（村上総務局長）

全行政委員のトータルの比較ということで、例として挙げさせていただいております。

（金児会長）

他と比べると、固定資産評価審査委員会の報酬と比べると他が極めて高いということをはっきりになったということですね。

（終給与担当課長）

単に支給方法といたしましての日額ないし月額かという議論もございますけれども、一方個々の水準という意味でのご議論もお願いしたいなと思っている意味合いもございます。

（金児会長）

ですから35,300円というのがひとつの判断の基準として国がこうやっているのということで、我々としても日額を問題とする場合の根拠になりうるのかなと。

（鈴木委員）

あの、よろしいですか。固定資産評価審査委員会の日額報酬の2万円というのは、これはどんな根拠が、何らかの説明は可能なんでしょうか例えば弁護士さんとかからすると非常にこれは、1日2万円というのはボランティア的な金額ということで。

（財政局）

実際委員の先生方、弁護士さんですとか公認会計士さんになっていただいておりますので本業の仕事をやっておられるのに比べたら報酬額は決して高くはないと思います。

（坂井委員）

教育委員会さんの件なんですけれども、先ほど言われました構成員が現役のマスメディアであったりということなんで。それが本職というわけではないんですね。こちらの方が。

（教育委員会事務局）

先ほど言いましたとおり、現役の大学の教授でございますし、法曹界も今現役の弁護士さんというかたちでそれぞれ職は持っておられます。もちろん実業界の方も経営界の方も自ら経営者でございますので別にリタイアした方とかではないです。

(坂井委員)

今教育委員会の方針で文科省がそうですけれども地域と学校と家庭ということで、手を取りあってコミュニティーの力を借りてやっていきましょうっていう方向ですごく盛んに中学校の元気アップ本部という形で立ち上げられて地域のお力を借りるという方法で借りてるなかでほとんどそれはボランティア的に募集されてますよね。誰か子供たちに力を貸していただいけませんかっていう、それは報酬がもしあったとしてもほとんど額も本当に一時間7,800円とかそんな額ですし。本当に交通費にしかない額ですし、ともすればほとんど一銭もでないのがたくさんあって、地域の方の善意でボランティアでっていうことでいっぱいお力をお借りしている中で、その方たちがこれで生計を立てられているのであれば、ボランティアではないと言われたらそれまでなんですけれども、そこらへんの実際現場で携わられている方との意識的なギャップが多分すごくあるんじゃないかなというふうに、私は一般市民として感じるんですけれどもその辺はどうお考えでしょうか。

(教育委員会事務局)

教育委員会でございます。今の非常にちょっと難しい問題でございますけれども、おっしゃいますようにこれまでから地域の方にも、特に今元気アップ本部というのは中学校の方で地域の方のお力を借りまして取り組んでいるようでございますけれども、今言いましたようにほとんど報酬という形のものにはなっておりません。皆さんのお力でやっているようなものでございまして、現状といたしましては委員の報酬と比較しますとご指摘されるようなところはあろうかと思っておりますけれども、教育委員会といたしましては決してそういった地域の方の活動を軽く見ているわけでは一切ございませんで、そういった活動は皆さんの力がなければ展開はできないことですので、これからも色々と支援をしながら協力いただきたいと思いますけれども。そういう意味でいいますと先ほども言いましたように今の報酬に関しまして現の教育委員の方も報酬の金額がこれで妥当であるというのは委員の皆さん思っておられません。先ほどいいましたように当然市民の方からご理解が得られるような金額水準といいましょうかそういったものはあると。そういう意味でいいますとそういった金額までにそれがどの幅か、大幅なのか小幅なのか色々議論があるところでございますけれども、そういった意味での減額というのは委員さん皆さん異存がないと。それは当然むしろ我々委員さんに受け入れていきたいという話もしておりますのでございます。

(金児会長)

他に何かございませんでしょうか。そろそろ時間も近づいてまいっておりますので本日の意見交換については、もしご質問等なければ終了いたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

《賛同》

(金児会長)

本日、ヒアリングを行いました内容につきましては今後事務局の方で整理を頂きまして、委員の皆様方に改めてご確認いただきたいと思いますと思っております。次回の当審議会による意見交換の日程でございますが、既にご案内のように7月2日午後1時より、本日と同じこの会場におきまして残りの行政委員会でございます監査委員、人事委員会並びに農業委員会を所管されております各局よりヒアリングを実施させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。事務局の方から何かございますでしょうか。

(終給与担当課長)

今、お手元の方に配布させていただいておる資料なのですが、今会長からございましたように、また7月2日の日にも使いたいと思いますので、もしよろしければ何でしたらお持ち帰りいただいても結構ですし、こちらで一旦預からせていただいてまた2日の日にテーブルの上に置かせていただいても、と思っております。また事務局の方にお申しつけいただいたらと思います。事務局からは以上でございます。

(金児会長)

重いとか、あるいは当日忘れることに自信を持っておられる方は置いていっていただいておりますので。どうもありがとうございました。本日の特別職報酬等審議会におきましては皆様との非常に熱心な議論により貴重なご意見をたくさん頂戴いたしましたこと、厚く御礼申し上げます。次回の審議会におきましても本日同様、有意義で活発な意見交換ができますようにご協力よろしくお願い申し上げて、これをもちまして本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

